

【記載に関する注意事項】

- 1 申請する時点での状況を記載してください。
ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第8条の規定により公共職業安定所長に障害者の雇用に関する報告をする義務のある企業（以下「雇用状況報告義務企業」という。）で、申請日時点で内容に変更がない場合は、別紙1に替えて公共職業安定所長に提出した「障害者雇用状況報告書」の写しを添付することができます。
 - 2 県外の企業は、県内の支店等の責任者が代表者に代わって申請することができます。この場合、県内に複数の支店等があるときは、代表する支店等の責任者が県内の支店等の雇用状況を一括して別紙3を添付のうえ申請してください。
 - 3 ①欄の「常用雇用労働者」とは、次のように1年を超えて雇用される者（見込みを含みます。）をいいます。
 - (1) 雇用期間の定めのない労働者
 - (2) 一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上(1)と同一状態にあると認められるもの
 - (3) 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上(1)と同様の状態にあると認められるもの
- ※②欄には、1週間の所定労働時間が30時間以上の方の数を、
③欄には、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の方の数を記入してください。
1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の特定短時間労働者の方は含めずに記入してください。
- 4 ④欄の「除外率」は、雇用状況報告義務企業のみ規則別表第4に掲げる除外率を適用できます。
 - 5 ⑤欄の「算定の基礎となる労働者の数」には、①欄の「常用雇用労働者の数」に④の「除外率」を乗じて得た数（端数切り捨て）を、①欄の数から控除した数を記載してください。
 - 6 ⑥欄には、⑤欄の数に認定基準雇用率3.0%を乗じて得た数（端数切り捨て）を記載してください。（端数を切り捨てた数が0の場合は0を記載してください。）
 - 7 2つ以上の障害がある労働者については、いずれか一方の障害についてのみ記入してください。
 - 8 ⑨⑩⑮⑯⑳欄には、1週間の所定労働時間が30時間以上の方の数を、
⑪⑫⑰⑱㉑欄（短時間労働者）には、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方の数を、⑬⑲㉒（特定短時間労働者）には、1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の方（就労継続支援A型の利用者を除く）を記入してください。
（いずれも1年を超えて雇用される見込みがあること又は1年を超えて雇用されていることが必要です。）
 - 9 ㉓の数が0を下回る場合は、申請できません。
 - 10 記載内容（別紙1を除く）に変更が生じた場合は、いしかわ障害者雇用推進カンパニー変更届（様式3）による届出が必要になります。